

掛川市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、掛川市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年1月28日

掛川市監査委員 山 下 一 夫

掛川市監査委員 二 村 禮 一

(別紙)

監査結果に基づく措置

- ・通知日：令和6年12月25日
- ・指定管理者：中部ビル保善株式会社
- ・所管課：長寿推進課
- ・施設名：掛川市老人福祉センター山王荘、掛川市大須賀老人福祉センター

指摘事項等	措置状況	措置日
(1) 収支決算書に指定管理料以外のシニアクラブ事務受託業務料及びシニアクラブ送迎バス代が収入として計上されていた。掛川市老人福祉センターの管理運営に関する包括協定書第12条によれば、管理運営業務に関する経理は専用の口座で管理し、自身の団体と独立して管理することとされており、指定管理業務と区別なく収支決算書に計上していることは、適切であるとは言えない。自身の団体と区別し管理していることが分かるよう早急に是正されたい。	(1) 包括協定書第12条の規定を再確認させ、管理運営業務に関する経理を、シニアクラブ事務運営業務に係る経理と区別して収支計算書に計上するように指導した。 法人会計システムにシニアクラブ部門を追加し、老人福祉センター管理運営業務部門と会計を切り分けて管理していく予定である。	R6. 12. 13
(2) 施設内に交流高圧電位治療器を常設し、利用者から徴収した使用料を指定管理業務の収入に計上しているが、指定管理業務として実施しているのであれば、その使用料は市の収入とすべきである。機器及び使用料の取扱いを明確にするよう、指定管理者と協議の上是正されたい。	(2) 指定管理者と協議した結果、次期指定管理期間がスタートする令和8年度から交流高圧電位治療器等を指定管理者側で設置する自主事業とする予定である。	R6. 12. 13
(3) 収支決算書においては、複数の誤記等が見られ、提出前の精査が不十分であった。今後、中部ビル保善株式会社においては、適正な会計処理とチェック体制の見直しに努めていただき、所管課においては、会計処理の定期的な検証と指導体制の強化を図るなど、関係規程に準拠した適正な会計処理の担保に努められたい。	(3) 提出された書類は複数人でチェックするなど、課内において十分精査するよう努めるとともに、指定管理者へは書類のチェック体制を見直し、適切な会計処理を行うよう指導した。	R6. 12. 13